

令和 4 年 2 月 7 日

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会
女性活躍推進法(及び次世代法)に基づく一般事業主行動計画

女性職員が多い職場であるため、仕事と家庭を両立できるように、そのライフサイクルに合わせた柔軟な働き方を追求し、継続して勤務しやすい環境を整えるとともに、さらに組織内で躍進を図ることのできる環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年4月1日～令和 7 年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1:全職員の1ヶ月の残業時間を10時間以内とする。

<取組内容>

- 令和 4 年4月～
- ① 時間外労働時間の多い職場の課題の洗い出しを行う。
- ② 適正な職員配置に向けた検討及び計画的な職員採用による業務の平準化。
- ③ 人材派遣及び業務委託による、業務量の軽減。

目標2:男性の育児休業取得の促進

<取組内容>

- 令和 4 年4月～
- ① 国の法改正による出生時育児休業制度の導入。
- ② 職場内に制度の周知を行い取得の推進を図る。

目標3:女性管理職の割合を20%、2人以上とする。

<取組内容>

- 令和 4 年4月～
- ① 現在試行で行っている人事評価制度の本施行に向けた検討。
- ② 評価者研修を進め評価精度の向上を目指し、納得性の高い評価制度の構築を図る。

目標 4:不妊治療を受ける職員に配慮した措置の実施。

<取組内容>

- 令和 4 年4月～
- ① 不妊治療のために利用することができる休暇制度の検討及び導入。
- ② 職場内に制度の周知を行い取得の推進を図る。